

企業の健全な事業活動を

法の手で支えるための情報発信

弁護士法人
UH 宇都宮東法律事務所



代表弁護士
伊藤 一星

弁護士法人宇都宮東法律事務所 メルマガ第28号

～部下から上司への“逆パワハラ”とは？～

目次

【①最新労務トピックの解説】

～部下から上司への“逆パワハラ”とは？～

【② 2024年7月開催セミナーのご案内】

【③当事務所の活動実績 Vol.1】

【④当事務所の活動実績 Vol.2】

【⑤編集後記】

①最新トピックの解説

～部下から上司への“逆パワハラ”とは？～

いつも弊所のメールマガジンをご愛読いただき、誠にありがとうございます。

「逆パワハラ」というフレーズは、皆様一度は耳にされたことがあるのではないのでしょうか？

部下から上司に対するパワハラを指し、近年報道でも取り上げられています。最近では、奈良県の土木事務所に勤める従業員が上司に対し、「給料泥棒」、「見た目通りポンコツ」、「下級の下級のくず以下」等のメッセージを5か月で約100回送信していたとして、減給2か月の懲戒処分とされた例もあります。他にも飲み会の支払いを強要したとして、消防司令補の男性を停職12か月の懲戒処分とした事案も発生しています。

そこで今回は、よくある逆パワハラの例や、逆パワハラが発生しないために企業が行うべきこと等をお伝えいたします。

◆逆パワハラとは ～よくある逆パワハラの例～

逆パワハラとは、先ほども記載した通り、部下が上司に対して行うパワーハラスメントを指します。そして、よくある例は以下の通りです。

- ・ 上司からの業務命令に従わない、無視をする
- ・ 上司に対する侮辱、誹謗中傷
- ・ 威圧的な行為
- ・ ハラスメントの捏造

このように、一般的なパワハラと大きく異なるわけではありません。また、厚生労働省はパワハラ行為の例として、以下のような「部下から上司」への言動も該当すると明示しています。

- ・同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの
- ・同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの

◆逆パワハラが起きる要因

●ハラスメントに関する社内研修の不足

勤続年数が浅い従業員や新卒入社したての従業員は、コンプライアンス研修を受講していなかったり、ハラスメントに関する知識が乏しいことがあります。つまり、逆パワハラに該当しているかどうかを自身で判断することができないことによって意図せず逆パワハラを行っている可能性があります。

●逆パワハラ被害を訴えづらい環境

一般的なパワハラと同様に、逆パワハラ被害を訴えづらい社内体制の場合、逆パワハラが行われ続ける可能性が高くなります。パワハラ等の相談体制を構築することは既に義務化されていますが、未だ相談窓口が設置されていない会社は数多く存在します。社内の従業員が担当者であることで相談しづらい環境になっている可能性があるため、外部に依頼することも検討しましょう。

●能力・経験の逆転

働き方の多様性によって転職は当たり前と呼ばれるほどになった影響で、中途社員が増加しています。それによって上司よりも部下の方が特定の分野においてはスキルが上回っているケースが発生しやすくなっています。

◆逆パワハラを防ぐために企業に求められること

逆パワハラを防ぐために必要なことは、一般的なパワハラを防ぐための対策と大きな違いはありません。主な対策としては、「**就業規則の整備**」、「**相談窓口の設置**」、「**社内研修の実施**」が挙げられます。パワハラが発生する前に、十分な対策をとることができているかどうか、確認することが重要です。少しでも不安に感じられた方は専門家への相談を推奨いたします。

◆終わりに

いかがでしたでしょうか。

「ハラスメント」という言葉が浸透し始めたときは、「パワハラ」、「セクハラ」が主なハラスメントの類型でしたが、最近は「アルハラ」、「アカハラ」、「テクハラ」といったハラスメントも叫ばれ始め、その中の一つとして「逆パワハラ」が位置づけられます。

従来のパワハラ対策で逆パワハラ対策も兼ねることができますが、実際のところ、パワハラ対策自体が不十分である企業もまだまだ存在します。手遅れになる前に、十分な対策を図ることができているか確認することが重要です。もしお困りの際にはご相談いただけますと幸いです。

[お問い合わせはこちら](#)

② 2024年7月開催セミナーのご案内

[>>お申し込みはこちら<<](#)

参加無料

残業代トラブル 解説セミナー

～2024年問題の解説と実例～

7月25日(木)14:00～15:00

開催方法：Zoom



弁護士 伊藤 一星



弁護士 石塚 淳史



弁護士 菅原 隆介



弁護士 大熊 拓亮



[セミナーのお申し込みはこちら](#)

企業に対するコンプライアンスの意識が世間的に高まり、企業の法務体制の整備・見直しは企業にとっての急務となっております。一方、実際に問題が起こってしまった場合に問題が大きくなる前に対処する対応も求められています。

そこで今回、栃木県内で最大規模の法律事務所である弁護士法人宇都宮東法律事務所が主催となり、主に栃木県内の企業さまを対象に、「残業代トラブル」を題材としたセミナーを開催させていただくことにしました。60分で総論、実務対応、裁判例等を交えて簡潔にお伝えいたします。無料でご自宅でもご視聴可能ですので、この機会にぜひご参加ください。

【セミナー概要】

- テーマ：固定残業代
- 日時：2024年7月25日（木）14:00～15:00

※13:45より受付開始

■開催方法：オンライン（ZOOMウェビナー）

■参加費：無料

■講師：弁護士法人宇都宮東法律事務所 代表弁護士 伊藤 一星、同弁護士 石塚 惇史、同弁護士 大熊 拓亮、同弁護士 菅原 隆介

セミナーのお申込みはこちら

③当事務所の活動実績 Vol.1

【インタビュー記事が掲載されました】

とちぎ元気健康情報誌の「ニューロングライフ（2024 vol.48）」の「TOPの素顔」に弊社代表弁護士の伊藤のインタビュー記事が掲載されました。

とちぎ元気健康情報誌 ニューロングライフ

事務所を設立して9年目を迎えた当事務所ですが、この間、多くの依頼者の方々や優秀な所員に恵まれ、所員31名（弁護士8名、事務局23名）体制の栃木県内で最大規模の法律事務所に成長することができました。

弊所は、地域住民や地元企業の皆さんの身近な法律家としての役割を担うことで、宇都宮駅東口地域のインフラとしての役割を果たし、地域社会に貢献できる法律事務所をこれからも目指して精進して参ります。

皆様からの引き続きのご指導ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

④当事務所の活動実績 Vol.2

【宇都宮市のきらり大賞を受賞（広報うつのみやに掲載されました!）】

当事務所では、所員の働きやすい職場環境を整備し、所員のワークライフバランスやウェルビーイングの実現を目指しておりますが、本年2月に男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者として宇都宮市の「きらり大賞」を受賞させていただきましたが、「広報うつのみや2024年6月号」に受賞企業として掲載いただきました。

●記事抜粋 宇都宮東法律事務所（専門・技術サービス業）

子連れ出勤および在宅ワーク制を導入し、子どもを持つ社員の働きやすい職場環境を整備

広報うつのみや2024年6月号

とちぎテレビの取材

当事務所は、所員の働きやすい職場環境を整備することで経営理念の1つである所員の幸福を実現するとともに、所員のワークエンゲージメントを高めることで自社をより良い組織にしてクライアントの皆様に対してより質の高いリーガルサービスを提供できることを目指して参りますので、今後も変わらぬご愛顧のほどよろしくお願いいたします。

【当事務所の経営理念】

1. 所員の幸福

所員全員が自分の仕事にやりがいと誇りを持ち、自己実現が図れる職場環境を提供し、所員の幸福を実現します。

2. 依頼者の幸福

依頼者に寄り添って支えになるとともに、質の高いリーガルサービスを提供することで依頼者が抱える問題を解決し、依頼者の幸福を実現します。

3. 地域社会の幸福

地域社会のインフラとしての役割を果たし、地域社会の発展に貢献して、地域社会の幸福を実現します。

※なお、弊所では過去にも女性活躍の推進や働き方見直しに積極的に取り組んだことを評価していただいて、栃木県の「男女生き生き企業」や「とちぎ女性活躍応援団」に認定されるとともに、「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」を行っております。

⑤編集後記

弊所の近所にあるTSUTAYA宇都宮駅東口店の2階に女性専用のライフスタイルジム「TSUTAYA コンディショニング ピラティス」が新たにでき、6月30日から営業を開始するそうです。残念ながら私は利用することができませんが、弊所のスタッフが早速体験入会に参加したようで世間的に健康意識が高くなっていることを感じています。また、スーパーの「たいらや」が宇都宮大学や宇都宮市と開発した健康に配慮した総菜の販売を6月1日から開始しているようなので今度食べてみようと思っています。

健康づくりの3要素は「食事・運動・睡眠」と言われています。私自身も40代に入って健康づくりを特に意識するようになり、日常的なウォーキングのほか、パーソナルトレーナーを入れての定期的な筋トレ（弊所は事務所内にフィットネスマシーンがあります）、週1のサウナ通いなどを行っているほか、食事や睡眠にも気をつけるようにしています。

心身の健康を保ってこそ良い仕事ができると思っているので、私だけでなく所員も含めて弊所では健康経営に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

弁護士法人宇都宮東法律事務所 代表弁護士 伊藤 一星

関連サイト

山 宇都宮の弁護士による企業法律相談

弁護士法人宇都宮東法律事務所

栃木県弁護士会所属 JR宇都宮駅より車で10分

企業法務の
相談はこちらから



山 宇都宮の法律事務所による従業員支援プログラム(EAP)

企業の健全な事業活動を法の力で支える

弁護士法人宇都宮東法律事務所

従業員が安心・安全に働ける
環境整備サポートのご相談はこちらから



山 宇都宮の弁護士による資金繰り・事業再生相談

企業の健全な事業活動を法の力で支える

弁護士法人宇都宮東法律事務所

企業の再建に向けた
資金繰り・事業再生相談はこちらから





弁護士法人

宇都宮東法律事務所

Facebookページはこちら！

※ご友人などへの転送はご自由にどうぞ！

※著作権は当事務所に帰属しますのでご注意ください。

【発行元】 弁護士法人 宇都宮東法律事務所（栃木県弁護士会所属）

【事務所ホームページ】 [こちら](#)

【Facebook】 [こちら](#)

このメールの配信元：newsletter@kigyou-utsunomiya-higashi.com 宛先 h-yoda@funaisoken.co.jp

登録解除は [こちら](#)

弁護士法人宇都宮東法律事務所 | 〒321-0953 栃木県宇都宮市東宿郷4-1-20山口ビル4階